

被扶養者資格再確認のご協力のお願い

事業主様より被保険者の方に対して、対象の被扶養者の方が健康保険の被扶養者要件を満たしているかご確認いただき、被扶養者状況リストに確認結果をご記入のうえ、同封の返信用封筒でご提出ください。

送付時期

令和7年10月中旬～10月下旬(予定) 令和7年12月12日 金曜日

提出期限

確認の対象となる方 以下のいずれかに該当する被扶養者

健康保険の資格が
重複している可能性
が高い方

同居が扶養認定の要件と
なっている続柄の方のうち、
被保険者と別居している
可能性が高い方

令和6年中の課税収入額が
130万円(60歳以上は180万円)
の金額※を超過している方
(18歳未満の方や直近で認定された方を除く)

※令和7年10月1日以降、認定対象者(被保険者の配偶者を除く。)が19歳以上23歳未満である場合は、現行の「年間収入130万円未満」が「**年間収入150万円未満**」に変わります。

上手な医療のかかり方

医療機関にかかるときに
気を付けたいポイントを紹介!



かかりつけ医を
持ちましょう

「かかりつけ医」とは、日常的な診療や健康管理を担う身近で頼りになる医師です。

体調変化に気づきやすく、病気の予防や
早期発見、早期治療が可能になる

必要に応じて適切な医療機関を
紹介してもらえる

診療時間外の受診は
避けましょう

休日・夜間の診療時間外は、緊急性の高い重症患者や入院患者に対応する時間帯です。

検査や治療、薬の処方が限られる

通常の診療費用のほかに特別料金(健康
保険の適用外)を請求されることがある



全国健康保険協会 山梨支部

協会けんぽ

☎055-220-7750(代表)

〒400-8559 甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスクイビル4階
営業時間/8:30～17:15(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
申請書はホームページからダウンロードできます

山梨支部
ホームページ

令和8年1月から電子申請がスタートします。

令和8年1月からオンラインで各種給付金の申請ができる
電子申請がスタートします。

 便利な電子申請をぜひご利用ください。

郵送に係る
手間がない！

申請後の処理状況が
オンラインで確認
できる！

詳しくはこちらの
ホームページを
ご覧ください。



届書・申請書作成支援サービスのご案内

傷病手当金等の各種届書・申請書は、協会けんぽホームページから「入力用」申請書をダウンロードし、必要事項をパソコンで入力して作成していただくことも可能です。

「入力用」申請書のメリット

- ◇記入する項目の説明を参照しながら入力できます。
- ◇記入漏れ・記入誤りがないか提出前にチェックでき、再提出の手間がなくなります。
- ◇申請書に記入した文字が協会けんぽのシステムで読み取れないことがなくなります。

申請書を正しく作成いただくことにより、
お支払いが早くなります！

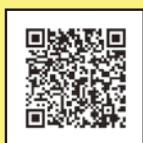
申請書作成支援サービスの
詳細はこちらをご覧ください



申請書作成でお困りの際は… 協会けんぽホームページをご活用ください

協会けんぽ山梨支部のホームページでは、申請書記入上の
注意点をまとめた記入の手引き等を掲載しております。

よくお電話いただく
内容を解決！
山梨支部のQ&A



各種申請書の
「記入上の注意点」・
「提出先」について



申請書の書き方動画

